

美術家平和会議会則

一、名 称・事務局

- 1 本会の名称は美術家平和会議とする。
- 2 事務局は、〒179-0084 東京都練馬区氷川台 4-23-7 吉田 巳蔵方におく。
- 3 本会の備品管理倉庫 〒351-0002 埼玉県朝霞市下内間木 316-1 馬場一方倉庫におく。

二、事 業

本会の趣旨に沿った事業を行う。

- 1 平和美術展の主催
- 2 移動展などの開催、調査・見学・研究会・講演会などの諸活動
- 3 機関誌「美術と平和」の発行、その他出版活動
- 4 平和をめざす国の内外の仲間・諸団体との交流・提携
- 5 その他、それぞれの時点で必要とする諸事業

三、会 員

- 1 本会の趣旨、会則を承認した美術家、美術評論家、研究者は会員になることができる。
- 2 入会希望者は会員2名以上の推薦者を要し、運営委員会の承認を得て会員になる。新会員は入会金を納める。
- 3 会員は総会で定められた会費年額 10,000 円を納める。
- 4 会員で会費を3年以上滞納した場合は、運営委員会の審議を得て除籍することがある。
- 5 本会の趣旨にいちじるしく反した場合は、運営委員会の審議を得て会員の権利を停止し、総会において除名することがある。
- 6 80歳以上または長期の病気などにより会費の負担が困難な場合は、本人の希望によって年会費の半額を免除することがある。適用基準は別途細則に定める。

四、機 関

- 1 本会は次の機関をもつ
(イ) 総会 (ロ) 運営委員会
- 2 総会は最高決議機関であって、2年に1回、運営委員会が招集する。
次の場合は臨時総会を開かなくてはならない。
(イ) 運営委員会が必要と認めたとき
(ロ) 会員の3分の1以上が要求したとき
- 3(イ) 運営委員会は総会で選出された運営委員によって構成する。総会の決定に沿って計画立案し、会の活動が円滑に行われるようにする。
(ロ) 運営委員会の活動目的に沿って専門部を設ける。
- 4(イ) 事務局は、事務局長及び副事務局長・事務局員で構成し、各専門部長は、副事務局長を兼任する。
(ロ) 事務局は、運営委員会へ議事を提案し、その決定を日常的に推進する。

五、役 員

- 1 本会は次の役員をおく。
(イ) 名誉代表 (ロ) 代表 (ハ) 事務局長 (ニ) 副事務局長若干名 (ホ) 事務局員若干名
(ロ) 運営委員若干名 (ト) 展覧会実行委員長 (チ) 各専門部長 (リ) 会計 (ヌ) 会計監査2名
- 2(イ) 名誉代表・代表・展覧会実行委員長・事務局長・副事務局長・会計・会計監査は総会で選出される。
(ロ) 各専門部長・事務局員は運営委員会で選出される。

- (ハ) 役員の任期は総会から次の総会までとし、その責任を妨げない。
 - (ニ) 役員がその任に適さないと認められた時は、臨時総会の決議によってこれをやめさせることができる。
- 3(イ) 代表は会を代表する。
- (ロ) 展覧会実行委員長は平和美術展の実行委員会を統括する。
 - (ハ) 事務局長は 事務活動を統括し、展覧会事務局長を兼ねる。
 - (ニ) 役員に欠員または補充の必要が生じた場合は、運営委員会の決定によりこれを補充することができる。
 - (ホ) 会計監査は本会の収支を監査する。

六、財産と会計

- 1 本会の財産は運営委員会の責任において保管し、運営委員会は総会に財産目録を提出し、その承認を得なければならない。ただし公開は総会の決議による。
- 2 本会の経費は、会費、事業収入、寄付などをもってあてる。
- 3 本会の会計年度は、前年の12月1日から1年間とする。
- 4 前年度の会計決算報告と当年度の予算決定は、総会を開催する年には総会で行い、開催しない年には運営委員会で行う。

(改定年月日：1969年12月7日、1976年2月1日、1983年4月29日、1987年1月25日
1987年12月13日、1990年12月8日、1994年1月30日、1996年12月7日
2001年2月4日、2003年2月2日、2017年2月22日 2019年2月4日)

細 則

一、会費免除

- 1 会則第三条6項(半額免除)は会費完納者に適用し長期病気療養者の場合には年度ごとの申し出を必要とする

二、慶長及び見舞い

- 1 本人の結婚
- 2 本人の死亡、災害及び長期療養
- 3 上記その他の場合には事務局において決定し運営委員会へ報告する。

三、報酬及び手当

- 1 美術家平和会議事務局長及び平和美術展実行委員長活動費
- 2 展覧会開催に関する事務活動費
- 3 渉外関係・各専門部会参加者の交通費、電話連絡費など
- 4 印刷物等の編集・制作などに対する手当
- 5 その他、運営委員会で承認されたこと

(2019年2月4日改定)